(ト)　設定ごとに作動確率の値が複数定められているぱちんこ遊技機にあつては、その個数はそれぞれ２を超えるものでないこと。この場合において、次の式により得られる作動確率の期待値について、へ(リ)に規定する関係が成立するものであること。

$$M=\frac{P+1}{\frac{P}{MH}+\frac{1}{ML}}$$

Mは、作動確率の期待値
MHは、作動確率の値のうち高いもの
MLは、作動確率の値のうち低いもの
Pは、作動確率の値が高い場合における役物連続作動装置の作動の開始が連続して生じる回数の期待値

(チ)　(ト)に規定するぱちんこ遊技機にあつては、作動確率の値のうち高いものの低いものに対する比率が10倍を超えるものでなく、かつ、当該比率が設定ごとに異なるものでないこと。

(リ)　［略］

チ　遊技球数表示装置の性能に関する規格は、次のとおりとする。

(イ)　遊技者が記録された遊技球の数を示す信号を自由に送信することができる性能を有するものであること。

(ロ)　遊技者が直接操作する場合のほか、記録された遊技球の数を減ずることができないものであること。

(ハ)　記録された遊技球の数を示す信号を遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに送信することができないものであること。

リ　イからチまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。

［(イ)～(ト)　略］

(チ)　設定の数は、６を超えるものでないこと。

(2)　構造に関する規格

［イ～リ　略］

ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、構造に関する次の基準に適合するものであること。

［(イ)・(ロ)　略］

(ハ)　設定変更装置は、遊技者が操作することができない構造を有するものであること。

(3)　［略］

別表第５　回胴式遊技機に係る技術上の規格（第６条関係）

(1)　性能に関する規格

イ　［略］

ロ　遊技メダル等の獲得に係る遊技機の性能に関する規格は、次のとおりとする。

［(イ)～(ニ)　略］

(ホ)　設定ごと及び規定数ごとに、回胴回転装置を作動させた後、回転するすべての回胴につき、任意の順序により、任意の時間に回転停止装置を作動させる試験を400回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の３分の１を超え、かつ、2.2倍に満たないものであること。

(ヘ)　設定ごと及び規定数ごとに、内部抽せんを行い、条件装置が作動した場合には当該条件装置に係る図柄の組合せが表示され、当該図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の最大数が獲得されることとしたシミュレーション試験を400回行つた場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の2.2倍に満たないものであること。

(ト)　作動確率の値が複数定められているぱちんこ遊技機にあつては、その個数は２を超えるものでないこと。この場合において、次の式により得られる作動確率の期待値について、へ(リ)に規定する関係が成立するものであること。

$$M=\frac{P+1}{\frac{P}{MH}+\frac{1}{ML}}$$

Mは、作動確率の期待値
MHは、作動確率の値のうち高いもの
MLは、作動確率の値のうち低いもの
Pは、作動確率の値が高い場合における役物連続作動装置の作動の開始が連続して生じる回数の期待値

(チ)　(ト)に規定するぱちんこ遊技機にあつては、作動確率の値のうち高いものが低いものの10倍を超えるものでないこと。

(リ)　［同左］

［加える。］

チ　イからトまでに掲げるもののほか、次の性能を備えたものであること。

［(イ)～(ト)　同左］

［加える。］

(2)　構造に関する規格

［イ～リ　同左］

ヌ　［同左］

［(イ)・(ロ)　同左］

［加える。］

(3)　［同左］

別表第５　回胴式遊技機に係る技術上の規格（第６条関係）

(1)　性能に関する規格

イ　［同左］

ロ　［同左］

［(イ)～(ニ)　同左］

(ホ)　設定ごと及び規定数ごとに、回胴回転装置を作動させた後、回転するすべての回胴につき、任意の順序により、任意の時間に回転停止装置を作動させる試験を400回行つた場合において、獲得する遊技メダル等の総数が、投入をした遊技メダル等の総数の３倍に満たないものであること。

(ヘ)　設定ごと及び規定数ごとに、内部抽せんを行い、条件装置が作動した場合には当該条件装置に係る図柄の組合せが表示され、当該図柄の組合せにより獲得することができる遊技メダル等の最大数が獲得されることとしたシミュレーション試験を400回行つた場合において、獲得することとなる遊技メダル等の総数が、投入をしたこととなる遊技メダル等の総数の３倍に満たないものであること。